

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 吉 日

年金受給権者 各位

名古屋薬業企業年金基金

「年金受給権者現況届（ハガキ）」の提出を廃止することに関するご案内

日頃は、当基金の事業運営に際し、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金受給権者の皆様には毎年誕生月に、「年金受給権者現況届（以下「現況届」と表示させていただきます）」のご提出をお願いしておりました。

これは、年金受給権者の方は**最低でも年1回「生存確認を行うこと」が義務付けられている**ことから、提出をお願いしてまいりました。

令和2年4月からは**「基金が行政に対し生存確認を行う」**ことで、**原則として現況届の提出は不要**となりますのでご案内させていただく次第です。

詳細は裏面に記載いたしましたので、ご確認をお願い申し上げます。

本日のご案内でご不明な点などがありましたら下記までご連絡下さい。

名古屋薬業企業年金基金

TEL 052-231-5550

従来、現況届は以下の内容で提出をお願いしておりました。

従来（令和2年3月まで）の対応

提出対象者：年金受給中の方を対象に「誕生日の属する月」に提出を依頼

→ 提出用のハガキは「三井住友信託銀行(株)」から該当月の前月末を目途に郵送

提出期限：皆様各個人の「誕生日の属する月」の月末までに提出

→ **提出がなかった時は、生存が確認できるまで年金振込みを中断**し、確認後に再開

今後は下記の対応にて「生存確認」を行います

今後（令和2年4月から）の対応

当基金と企業年金連合会との間で「情報収集等業務に係る基本委託契約」を締結のうえ、企業年金連合会経由で、「住民基本台帳ネットワークシステム」を管轄している「地方公共団体情報システム機構（通称：J-LIS）」が保有する貴方様の情報を定期的に確認することで、**基金が生存確認を行い、その結果、現況届の提出が不要となる予定**です。

ご留意いただきたい点

- ・現況届の提出が不要となる方は、原則として「国内に住民票登録がある方のみ」です。
- ・**住民票登録が無い「非居住者の方」や、J-LISの情報では生存状況が不明の方は、従来どおり現況届の提出をお願いさせていただきます**のでご注意ください。

今回の変更において、皆様をお願いする手続きはございません

現況届の提出が不要になることで、皆様のお手間が軽減されることに繋がりますので、今回の対応変更にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記の内容に該当された時は今後もお手続きが必要となります。

- ・ お名前を変更された時
- ・ 転居や区画整理などで住所表示が変更となった時
- ・ 年金の受取口座を変更されたい時
- ・ 亡くなられた時

ご面倒をおかけいたしますが今後ともよろしくようお願い申し上げます。

なお、本日のご案内でご不明な点などがありましたら下記までご連絡下さい。

名古屋薬業企業年金基金

TEL 052-231-5550